

懲戒処分書

事務所 神戸市兵庫区湊川町6丁目4番11号
司法書士 米澤 歳男

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和5年2月8日から1週間の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士米澤歳男(以下「被処分者」という。)が、受任した債務整理事件の処理を長期間にわたり放置した疑い等があるとして、兵庫県司法書士会から司法書士法第60条に基づく報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、兵庫県司法書士会の調査結果報告書及び神戸地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

1 被処分者は、昭和51年11月27日、司法書士となる資格を取得し、昭和54年1月1日付け登録番号第656号をもって司法書士の登録を受け、司法書士の業務に従事している者であり、これまでに以下の(1)から(3)まで合計3回の懲戒処分を受けている。

(1) ○○年○○月○○日付け懲戒処分

(2) ○○年○○月○○日付け懲戒処分

(3) ○○年○○月○○日付け懲戒処分

このうち、上記(2)の懲戒処分では、処分事実の一部として、以下の2つの事実が挙げられていた。

① 被処分者は、平成27年1月頃、○○株式会社代表取締役A(以下「A」という。)から、成年後見人選任手続を受託し、被処分者は、Aに対し、同年3月末までに申立てを完了する旨を約束して、Aから申立費用として10万円を受領したが、同年9月17日現在、受任事件を完了させておらず、また、受領した申立費用を精算していない(以下、この事実を「○○年懲戒事実①」という。)

② 被処分者は、平成27年6月中旬頃、有眼会社○○取締役B(以下「B」という。)から、所有権の移転の登記申請を受任し、同年7月10日、Bから登記手続費用として少なくとも10万円を受領し、同日、○○地方法務局○○支局へオンラインで申請したが、添付書類の送付、登録免許税の納付をせず、同申請は、同月27日に却下となった。その後、被処分者は、B及び兵庫県司法書士会からの連絡に対応しなかったため、同月30日、Bが○○県○○警

察署へ相談し、同警察署を経由して、登記申請関係書類をBへ返還したが、同年9月17日現在、登記手続費用を精算していない（以下、この事実を「〇〇年懲戒事実②」という）。

また、上記(2)の懲戒処分では、処分事実の一部として、被処分者による兵庫県司法書士会の会費滞納及び業務報告書の不提出の事実が、上記(3)の懲戒処分では、処分事実の一部として、被処分者による兵庫県司法書士会の会費滞納の事実が、それぞれ挙げられていた。

- 2 被処分者は、〇〇年懲戒事実①及び同事実②により預り金の精算不履行を理由として懲戒処分を受けたのであるから、それ以降、被処分者において、依頼者であるA及びBとの間でそれぞれの業務委任契約を合意等により終了させた上で、預り金について速やかに精算すべきであった。

それにもかかわらず、被処分者は、平成27年以降も必要な対応を怠り、被処分者から依頼者であるA及びBに対して適切な方法による連絡・通知を行うなどして必要な精算をすることなく、預り金の精算を怠った。

- 3 上記1のとおり、被処分者は、業務報告書の不提出を理由に懲戒処分を受けたことがあるにもかかわらず、その後も、平成30年分業務報告書を兵庫県司法書士会に提出しなかった。

また、被処分者は、令和元年分業務報告書について、その提出期限を大幅に超過し、令和2年4月1日になって兵庫県司法書士会に提出した。

- 4 上記1のとおり、被処分者は、兵庫司法書士会の会費滞納を理由に懲戒処分を受けたことが複数回あるにもかかわらず、その後、令和3年1月16日時点で、兵庫県司法書士会の会費を8か月分（令和2年5月分から同年12月分まで）滞納した。

その後も、被処分者は滞納を続け、令和3年11月29日時点で、3か月分（同年8月分から同年10月分まで）を滞納しており、滞納が常態化している。

第3 処分の量定

- 1 被処分者の上記第2の2から4までの行為は、被処分者において、依頼者との間の精算義務を履行せずに長期間にわたって対応を放置したほか、業務報告書の不提出と定額会費の未納入を繰り返したものであり、司法書士法第2条（職責）、第23条（会則の遵守義務）、兵庫県司法書士会会則第24条の2（定額会費）、第87条（品位の保持等）、第101条（業務報告）、第106条（会費等の遵守義務）に違反する。

そして、本違反行為は、司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準等）の別表番号22「その他会則に違反する行為」に該当し、懲戒処分の量定である戒告を基準として検討することとなる。

- 2 その上で、同表番号22「その他会則に違反する行為」においては、違反行為の態様・回数が考慮要素となっているところ、本件では、被処分者において、依頼者との各10万円程度という相当額の預り金の精算をしないまま、放置している期間が長期に及んでおり、〇〇年にこれに関連して懲戒処分を受けながら、その処分事由に対して事後に適切な対応を行わず放置したという悪質性が認められる。また、被処分者がこれまで複数回の懲戒処分を受けていることも情状として考慮するのが相当である。

- 3 よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により被処分者を主文のとおり処分する。

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの処分の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

令和5年2月7日

法務大臣 齋藤 健